

平成 21 年 3 月策定予定

都市計画マスタープランを策定します

●問い合わせ先 都市計画課 (☎ 82-1163)

これからの少子高齢・人口減少社会において持続可能なまちづくりを計画的に進めるため、都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」づくりをはじめます。

都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市民の意見を反映しながら、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すものです。

具体的には、市のまちづくりの現状や各種計画の位置づけを踏まえながら、おおむね 20 年後の将来都市像を定め、この将来像を実現するために必要な土地利用、都市施設整備のあり方を示していきます。

都市計画マスタープランを定めると

- 土地利用計画や、道路、公園などの都市施設の整備、市街地開発事業といった個別の都市計画は、「都市計画マスタープラン」に基づいて決定・施行されます。
- 個別の都市計画がバラバラに進められることのないよう、「都市計画マスタープラン」に基づいて相互調整が行われます。
- 市の都市計画（まちづくり）の方向性を分かりやすく示すことで、行政と市民との協働によるまちづくりを円滑に進められるようになります。

市民の意見を反映するために

●市民アンケートの実施

まちづくりに対して市民のみなさんが普段お考えになっていることを具体的にお聞きするために、「山陽小野田市の都市計画に関するアンケート調査」を実施し、現在その結果の集計・分析を進めています。このアンケート結果を参考にしながら、都市の特性や問題点について検討していきます。

●策定委員会への参画

今後、計画の具体的な内容を検討していく

にあたり、「都市計画マスタープラン策定委員会」を設置・開催します。策定委員会の開催は約 6 回程度を予定していますが、この委員会に参画される市民の方を公募で募集します。（下記をご覧ください。）

●ワークショップの開催

身近な地域のまちづくりを検討していくために、地域別のワークショップの開催も予定しています。



「都市計画マスタープラン」策定委員会の委員を募集します

都市計画マスタープラン作成に向け、具体的な内容を検討する委員会です

- 応募要件 20 歳以上の市民
(国・地方公共団体の議員・職員は除く)
- 募集人数 5 人
(委員全 15 人中。応募多数の場合、抽選)
- 任期 平成 21 年 3 月 31 日まで
(会議は 6 回程度開催予定)
- 提出期限 12 月 14 日(金) (消印有効)
- 選考結果 直接本人に通知します。
- 応募方法 都市計画課、市民活動推進課、総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、公園通出

張所、厚陽出張所に備え付けの応募用紙に必要な事項を記入し、作文(「山陽小野田市のまちづくりについて」: 800 字程度)を添えて提出してください。郵便、FAX、E-mail でも構いません。応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。(http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/)

※提出書類は返却しません

○問い合わせ・申込先

都市計画課 (☎ 82-1163 FAX 83-2604)
E-mail : toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp